

内閣参質一八九第一一七号

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員和田政宗君提出政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出政府見解等における「植民地支配と侵略」の定義に関する質問に対する答
弁書

一について

先の答弁書（平成二十七年三月二十日内閣参質一八九第七五号）一及び二についてでお答えしたとおり、「植民地支配」及び「侵略」の定義については様々な議論があり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、お尋ねの回答文から「植民地支配と侵略」という文言を削除する考えはない。

